

## 1. 平成24年度の雇用保険料率の見直しと協会けんぽの保険料率が引き上げられました

全国健康保険協会管掌健康保険(以下、協会けんぽといいます)の保険料率が、3月分(4月納付分)から引上げられました。協会けんぽの保険料率は昨年、一昨年にも大きな引上げがおこなわれましたが、依然として状況が厳しいため、24年度の全国の平均保険料率はいよいよ10%台への引上げになってしまいました。協会けんぽの保険料率は平成21年から都道府県ごとに異なりますが、最も高いのは佐賀県の10.16%、最も低いのは長野県の9.85%です。なお、東京都の新しい保険料率は、9.97%です。保険料率が上がり続ける背景には、近年の医療費支出の伸びが保険料収入の基礎である賃金の伸びを上回ってその差が拡大している上に、昨今の不況による賃金の減少に伴い保険料収入が落ち込んでいるという厳しい現実があります。さらに高齢者医療への拠出金も年々増大しているため、これも保険料の引き上げの大きな要因となっています。協会けんぽは、保険料率の上昇を抑えるために、国に対して国庫補助率の引き上げや高齢者医療制度の見直しを要望していますが、現状のままであれば今後も厳しい状況が続くものと考えられます。なお、健康保険の保険料率の引き上げに加えて、40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者の保険料率も、1.51%から1.55%に引上げられました。介護保険の保険料率は全国一律です。

また、4月1日より、労災・雇用保険料制度の保険料率も改定されます。労災は、事業の種類ごと保険料率の大半に改定がありました。雇用保険の保険料率も変更があり、いずれの事業の保険料率も2/1,000引下げとなりました。

## 2. 育児・介護休業法 改正の全面施行 (平成24年7月1日より)

平成22年に育児・介護休業法の改正があり、改正された制度のうち、①短時間制度の義務化、②所定外労働の免除の制度化、③介護休暇の制度化は、常時100人未満の労働者を雇用する中小企業には適用が猶予されておりましたが、本年6月30日で猶予期間が終了となり、7月1日より全ての企業に対し全面的に施行されます。

適用の猶予によりこれらを制度化されていなかった場合には、新たに整備する必要がありますのでご注意ください。

## 3. 労務問題をめぐる最近の裁判例から

### ◆コンサル会社社員の長時間労働による精神疾患を認定(2月15日判決)

精神疾患を発症したのは長時間労働が原因であるとして、建設コンサル会社(東京都)の社員が会社に対して損害賠償(総額約660万円)などを求めていた訴訟の判決があり、大阪地裁は男性側の主張を認め、会社側に440万円の支払いを命じました。この男性は、遅くとも2002年12月に精神疾患を発症しましたが、2002年の時間外労働時間が月平均約135時間となっていました。裁判長は、「上司らは長時間労働や健康状態の悪化を認識しながら、負担を軽減させる措置をとっておらず、安全配慮義務違反である」としました。



### ◆個人業者を「労働者」と認定(2月21日判決)

音響機器メーカーの子会社(神奈川県)が、機器修理を行う個人業者(会社と業務委託契約を締結)の労働組合との団体交渉を拒否したことが「不当労働行為」と認定されたため、認定を行った中央労働委員会の救済命令取消しを求めていた訴訟の上告審判決があり、最高裁(第3小法廷)は、「業務実態から業者は労働基準法上の労働者に該当する」との判断を下しました。上記の労働組合は、2005年1月に最低保障賃金を月30万円とすることなどを求めていましたが、子会社側は「会社が雇用している労働者の組合ではない」として団体交渉に応じませんでした。

しかし、最高裁は「子会社の指定する方法に従って指揮監督を受けて労務を提供し、時間的にも拘束されている」、「個人業者が基本的には労働者に該当するとの前提で、なお独立の事業者の実態があると認められる特段の事情があるか否かを再審理すべき」としました。

### ● 編集後記 ●

震災から丸一年経ちました。今年は3/11が日曜日だったので、各地の式典や特番などをテレビで見て、あらためて大事に悔いなく生きようと感じ、そして、震災に対する危機意識を再認識した一日でした。来年は月曜日。今後、平日のいつもと変わらない日常として過ぎ去っていくことなく、日本中でこの経験を風化させないようにと願います。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子(登録NO.13050514)  
 三鷹市下連雀3-33-7-701  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)